4 輸国第5910号

関税割当公表第68号の2

令和5年度の麦芽の関税割当てについて

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令(昭和40年農林省令第13号) 第6条の規定に基づき、麦芽(煎ってあるかないかを問わない。)の関税割当て に関する事項を下記のように定めます。

令和5年4月3日

農林水産省

記

第1 割当対象物品、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 麦芽(関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)別表第1第1107.10号及び第1107.20号に規定するもの)
- 2 割当数量 494,300トン
- 3 通関期限 令和6年3月31日

第2 その他

その他関連事項に関しては、令和5年度の麦芽の関税割当てについて(令和5年3月10日付け4輸国第5591号関税割当公表第68号)による。